



全少協ホームページ

# あなたの 明日のために

もう一度考えよう！



少年サポートくん

発行／公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会  
協力／警察庁生活安全局人身安全・少年課

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



<b>●これは犯罪です！</b>	ページ
①「万引き」はドロボウ！	2
②「オレオレ詐欺」に加担しない	3
③放置自転車でも人の物〈保護者の方へ〉	4
④暴力はやめよう！刃物は持ち歩かない	5
⑤公共物へのいたずらは犯罪〈保護者の方へ〉	6
⑥身を破滅させる覚せい剤・大麻等の乱用	7
⑦バイクの運転は、運転免許を取ってから	11
⑧自転車安全利用五則を守って安全運転	12
保護者の方へ	13
<b>●危険なネットワーク〈スマホとインターネット〉</b>	
①安全なインターネットの使い方〈保護者の方へ〉	14
②ネットいじめはしない	16
③使い方をコントロールしよう〈保護者の方へ〉	17
④ネットで出会った後は、どうなるか	18
保護者の方へ	19
<b>●自分の身体を大切に</b>	
①飲酒・喫煙／成長を妨げる	20
②家出／犯罪に巻き込まれることも	22
③自殺／かけがえのない生命〈保護者の方へ〉	23
④「性」の被害にあわないために	25
<b>●人の心を深く傷つける「いじめ」</b>	
「いじめ」は「しない！させない！許さない！」	27
保護者の方へ	28
<b>●こんな行動は危険がいっぱい</b>	
①カラオケボックスは非行の温床になることも	29
②歓楽街には危険な落とし穴が待っている	30
③学校をサボったりしていると？	31
④いかがわしい雑誌やサイトは見ない	32
<b>●住みよい社会のために</b>	
あなたも社会の一員です	33
◆保護者の方へ	34
◆少年を暴力団から守りましょう	35
◆少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取り組み	36
◆問合せ・相談窓口	36
◆全国の主なヤングテレホンコーナー	37



少年サポートくん

公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会

「少年サポートくん」は、赤い耳と鼻、大きな目でいつも少年たちの行動や情報、そして非行の芽となる環境を素早くキャッチ。必要とあればどこにでもすぐ出かけ、少年たちを非行から守ることはもちろん、非行からの立ち直りをサポートします。胸の大きなVのマークはボランティア Volunteer の頭文字と、非行にはぜったい負けない少年たちの勝利 Victory のサインです。

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-8-2 山京半蔵門パレス303号  
TEL : 03(3239)4970 FAX : 03(3556)1133 <https://zenshokyo.ecs.or.jp/>

## ● このハンドブックを手にされた<sup>みな</sup>皆さまへ

中学生は、子供から大人へ成長していく途中の大切な時期です。男子も女子も、身体の大きさではお父さんやお母さんに追いつき、追い越すほどに成長します。

しかし、心の成長については、まだ少しずつ大人に近づこうとしている段階です。社会人への階段を一步一步のぼるために、少しずつ大人らしい良識を身につけ、社会の一員として自覚を持つ必要があります。

このハンドブックは、皆さんに注意してもらいたいことや、社会のルールを守ることの大切さをもう一度よく考えて、再認識してもらうために作成したものです。

皆さんの中には、こんなことは前から知っているという人もいるかもしれませんが、大切なのはそれを実行することです。

このハンドブックを読み、もう一度自分の行動について考えてみてください。家の人と読みながら話し合うのも良いでしょう。皆さんの明日のために、必ず役立つと思います。

このハンドブックは、中学生のために作られたものですが、保護者の方や学校の先生方もお読みいただき、参考にさせていただきたいと思います。



# ①「万引き」はドロボウ！

せつとう さいい ほっ  
窃盗罪で罰せられる犯罪



「万引き」は、犯罪(窃盗罪)です。見つかってから、万引した品物を返したり、品物の代金を払っても、盗んだことには変わりはありません。絶対にお店の品物を盗んではいけません。

万引きを何回も繰り返しているうちに、悪いことに対する罪の意識が薄くなり、いろいろな犯罪を平気でするようになってしまいます。

友達が万引きする側で見張りをしたり、万引きした品物と知ってもらったりする行為も犯罪です。友達が万引きしていることを知ったら、勇気を持って注意しましょう。

万引きは面白半分でも、万引きされたお店では深刻な問題です。



## ②「オレオレ詐欺」に加担しない

オレオレ詐欺に加担して  
警察に逮捕される少年が増えています。



オレオレ詐欺は、高齢者などから、多額のお金をだまし取る悪質な犯罪です。

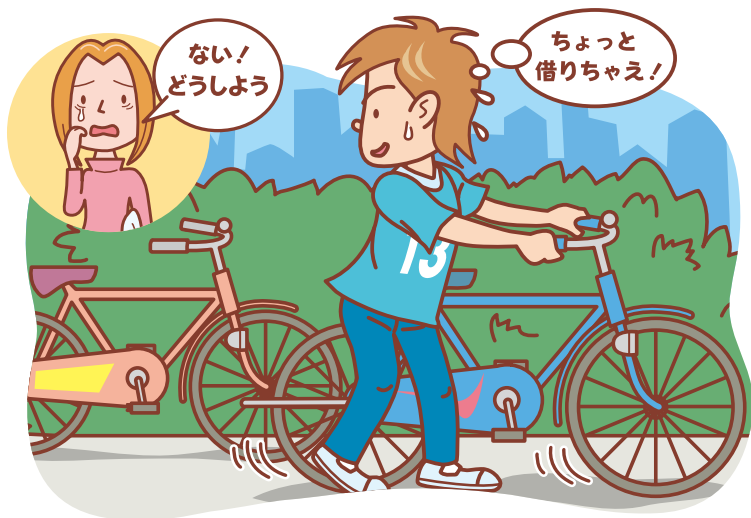
先輩や友達からこんな誘いを受けても、だまされてはいけません。きっぱり断りましょう。

- ・「高額なバイトがある」
- ・「簡単にお金が手に入る」
- ・「ただカードを預かるだけの簡単な仕事だよ」



### ③ 放置自転車でも人の物

放置された自転車も乗り回すと犯罪！



公園、道路、駅等に置かれている他人の自転車を無断で乗り回すことは、犯罪（せつとうざい窃盗罪あるいはおすりようざい横領罪）です。

通学や遊びに行くとき、自分の大切な自転車がなくなっていたらどんな気持ちでしょう。相手の気持ちを考えましょう。

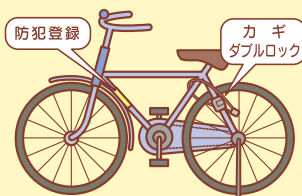
※自転車からはな離れるときは、短い時間でもカギを2個以上かけましょう。

#### 保護者の方へ

##### 放置自転車

放置自転車を乗り回して検挙された少年に、その理由を聞いてみると、「自分の自転車が盗まれたから」、「何日も放ってあったから」というのがほとんどです。「あなたの自転車が盗まれたらどう思う？」と相手の気持ちになって考えさせると、いろいろなことが理解できるようになります。

また、お子さんの自転車には、同じ思いをさせないように必ず防犯登録をして、カギの掛け忘れや放置をしないよう注意させましょう。



# ④ 暴力はやめよう！ は もの 刃物は持ち歩かない

ぼう こう さい      しょうがい さい  
「暴行罪」「傷害罪」などの犯罪に

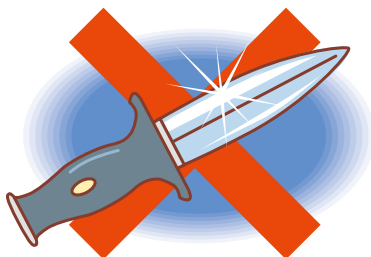


気に入らないからといって、他人に暴力をふるうことは、犯罪（暴行罪や傷害罪）です。

お互い<sup>たが</sup>の話し合いを通じて、問題を解決することが大切です。

どんな理由があろうと、問題を暴力で解決しようとしてはいけません。

護身用のためといってナイフなどの刃物を持ち歩いている少年がいますが、護身用でもナイフなどの刃物を持ち歩くことは犯罪（銃砲刀剣類所持等取締法<sup>じゅうほうとうけんるいしよじとうとりしまりほう</sup>違反）です。



## ⑤ 公共物へのいたずらは犯罪

### 落書きも器物損壊の罪



学校、駅、歩道橋、公衆トイレなどの公共物を故意に（わざと）壊したり、落書きをしたりするのは犯罪（器物損壊罪）です。

公共物は、みんながお金を出し合って作り、みんなで利用しているみんなのものです。

公共物を、壊したり、落書きをすると多くの人に迷惑がかかります。利用するみんなのことを考えて大切にしましょう。

公共物を壊したり、落書きをしたりすると弁償をしなければなりません。



#### 保護者の方へ

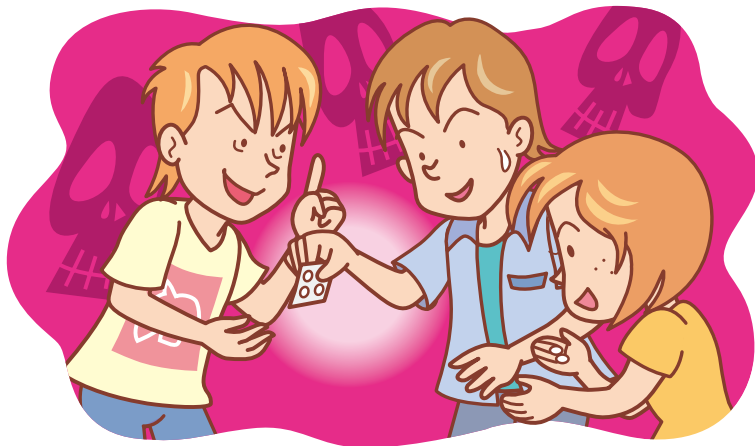
##### 公共物

公共物は、みんなでお金を出し合い、みんなが楽しむために作られ、みんなで利用するものです。公園や図書館や学校など、お子さん自身も利用しているものだとすることを気づかせましょう。もし他人に、自分が大切にしている物を壊されたらどんな気持ちになるのかを考えさせ、自分がいつでも気持ちよく使えるためにも、落書きをしたり、傷つけないよう心がかせせましょう。



# ⑥ 身を破滅させる 覚せい剤・大麻等の乱用

持っているだけでも犯罪、一度やったらやめられない



麻薬・覚せい剤などは、持っているだけでも、重大な犯罪(\*)になります。

また、強い精神的依存性があり、身体が欲しがるだけではなく、使うと気分が良くなるなどの理由や、薬が切れたときの不安感やイライラ感に耐えきれずに繰り返し使ってしまい、いつの間にか自分ではやめられなくなってしまいます。

薬物を乱用していると、実際には見えないものが見えてしまう幻覚や、実際には聞こえないものが聞こえてしまう幻聴が起こります。精神のバランスが崩れるほか、体の主要器官にも深刻な悪影響が出るため、心身の両面が破壊されます。

その結果、精神不安定になったり、薬物欲しさから、暴力的になり、家庭内暴力や、さらには強盗、傷害、殺人などの凶悪な犯罪や重大な交通事故を起こすケースもあります。

(\*)・覚せい剤取締法  
・大麻取締法  
・麻薬及び向精神薬取締法等

## ファッションブルで安全に見せかける薬物

ハーブやお香、バスソルト（入浴剤）などに見せかけて販売される薬物があります。いわゆる「危険ドラッグ」と呼ばれるものです。

これは、ハーブやお香、バスソルトなどではなく、化学合成した薬品です。大きくハーブ系、リキッド系、パウダー系に分かれます。

ハーブ系は乾燥した植物の葉や茎などに、主に大麻の化学構造と類似した薬物が混ぜられています。リキッド系は液体、パウダー系は粉末で、主に覚せい剤の化学構造に類似した薬物が混ぜられています。

含まれる薬物の量はまちまちで、複数の種類の薬物が混ざっていることもあるため、使用するとどんな影響が身体に出るのかわからず、非常に危険です。

おしゃれで無害であるかのように見せかけていますが、死に至る危険があるほか、法律で所持、使用や購入が禁止されている薬物が含まれていることもあります。

## 危険な大麻

近年、若者による大麻の使用が問題になっています。吸引するために乾燥大麻や樹脂の形で売られていたり、種子を手に入れて大麻草を栽培するというケースも見られます。

インターネットなどで、大麻は危険ではないという情報がみられますが、これは大きな間違いです。大麻を使うとぼーっとして手足が麻痺する一方、聴覚や味覚などの感覚が鋭くなるほか、記憶力や学習能力が下がります。さらに、使い続けると、何もやる気が起こらない状態（無動機症候群）になったり、不安、いらだち、不眠、気分の落ち込みなどの禁断症状が出てきます。大麻は、体と心に悪影響をもたらす危険な薬物です。

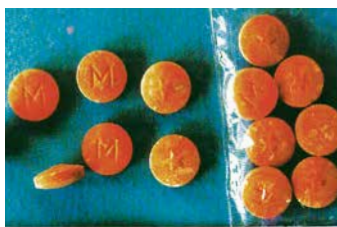
大麻は、持っているだけでも犯罪（5年以下の懲役）になります。

「大麻はタバコより体に悪くない」という誤った情報による誘いには、決して乗ってはいけません。

# いろいろな薬物



覚せい剤  
(エス、スピードなど)



錠剤型覚せい剤



大麻(葉)  
(マリファナ、バンクなど)



大麻(樹脂)  
(ハシッシュ、チョコなど)



MDMA  
(エクスタシー、タマなど)



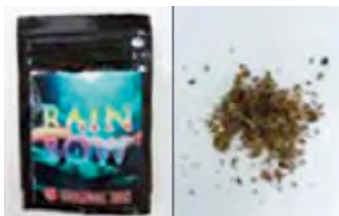
LSD  
(アシッド、ドラゴンなど)



コカイン  
(クラック、シーなど)



ヘロイン  
(エッチ、スマックなど)



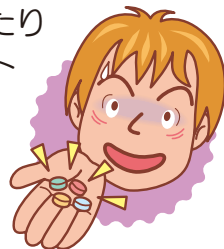
危険ドラッグ



## しのび寄る甘い誘い

薬物に誘う人は、「気分がよくなるよ」「やせられるよ」「ちょっとだけなら大丈夫だよ」という言葉をかけてきます。好奇心から「ちょっとだけなら大丈夫」と手を出し、「この程度ならたいしたことはない」などと思って使い続けると、薬物を使わないとだるくなったり、気分が落ち込んだり、苦しくなったりして、薬物をやめられなくなります。心がコントロールされて薬物依存症になってしまうのです。

薬物依存症になろうと思ってなる人はいません。薬物依存になった人は、初めは「コントロールできる」と思っていた人ばかりなのです。



普段の生活や人間関係などでイライラしたり、落ち込んだりしたとき、つらい現実から逃げるために薬物に手を出してしまう人もいます。しかし、薬物を使い始めると、体調が悪くなり、薬物のことしか考えられず、なかには、薬物を買うお金を手に入れるために、犯罪をするなど、もっと苦しいことになってしまいます。

つらいことや不安があったら、薬物に手を出すのではなく、信頼できる誰かに勇気を出して相談しましょう。また、薬物を使ってしまった不安があっても、相談しましょう。

(p.37のヤングテレホンコーナー)

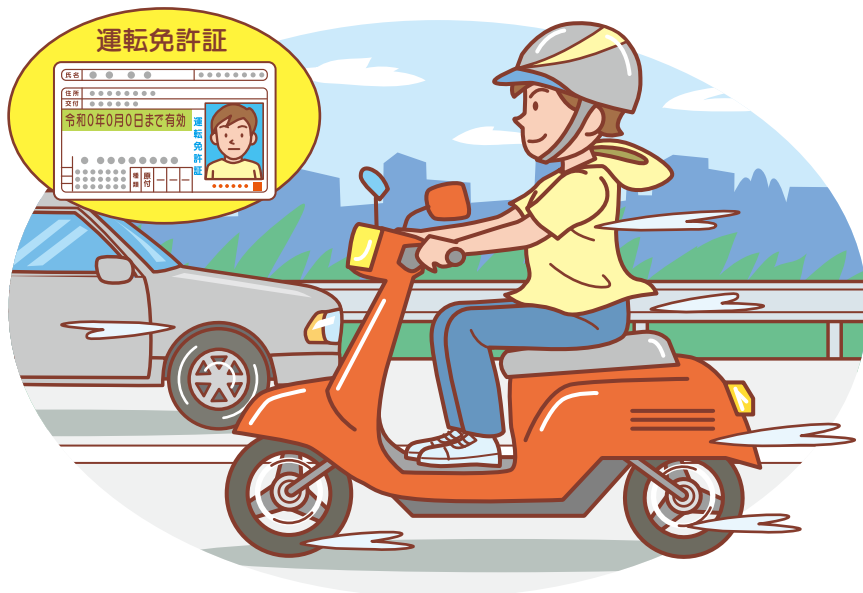
## 薬物を断る方法

薬物を使わないかと誘われたり、あるいは使うことを強要されたら、はっきりと断ることが大切です。

- 淡々と「いらない」「ドラッグには興味がない」「ドラッグはやらない主義だ」と言い続ける。
- 「いらない」「用事を思い出した」と言ってその場を立ち去る。
- 話題を変える。
- 誘われそうな状況を避ける。
- 無視する。
- 薬物の話題が出そうなときには一人にならない。



## ⑦ バイクの運転は、 運転免許を取ってから



バイク（原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車）を運転するには、運転免許が必要ですが、運転免許試験を受けることができる年齢は、16歳以上（大型自動二輪車は18歳以上）です。したがって、中学生は、運転免許は取得できませんので、運転すれば無免許運転となります。

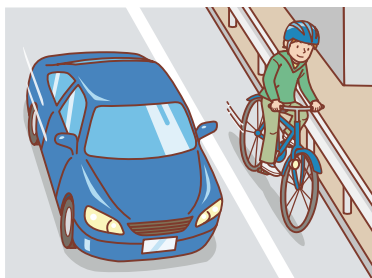
もし、無免許で運転して、事故を起こし、相手に傷を負わせたり、命までも奪ってしまうようなことになれば、交通事故事件<sup>(※)</sup>の被疑者となるだけでなく、相手である被害者に対し、賠償の責任を負うことになります。

無免許運転をした場合は、16歳以上の年齢に達し、運転免許試験に合格しても、一定の期間、運転免許を受けることはできません。

(※) 道路交通法・自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

# ⑧ 自転車安全利用五則を守って安全運転

自転車は、道路交通法上の「車両」の一種です。  
法律を守って運転しなければなりません。



車道の左側通行が原則



夜間はライトを点灯



歩道の通行を妨げる場合は一時停止

自転車に関連する交通事故が、事故全体の2割近くも占めています。自転車の、信号無視や歩道上の無謀走行など、危険な運転が目立っています。事故のないよう、「自転車安全利用五則」をしっかり守って安全な運転をしてください。

## 1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

- 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。
- 自転車が車道通行するときは、道路の中央から左側の部分の左端に寄って通行しなければいけません。
- 歩道を通行できる場合は、車道寄りをすぐに停止できる速度で通行しなければいけません。
- 歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければいけません。

※「普通自転車歩道通行可」の標識や標示がある場合、普通自転車は歩道を通行することができます。

## 2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。
- 一時停止標識のある交差点では、必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。

## 3. 夜間はライトを点灯

- 夜間は必ずライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

## 4. 飲酒運転は禁止

- 自動車と同じく、お酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。

## 5. ヘルメットを着用

- 自転車を利用する全ての人は、事故の被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
- 児童・幼児を保護する責任のある人は児童・幼児が自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。



◎“ながら運転”は危険なのでしてはいけません。

- スマホ・ケータイを操作しながら
- ヘッドホンで音楽を聴きながら
- 傘をさしながら

## 保護者の方へ

### 万引き

万引きは、非行への入口と言われており、そのままにしていると非行が急速に進む恐れがあります。万引きした品物のほとんどは、家庭に持ち込まれます。日頃から、お子さんの部屋には、自由に入出入りできるような雰囲気づくりを心がけましょう。お子さんが「〇〇君からもらった」などと話していたら、相手の家に自然な形で、もらった品物の確認をしましょう。もしもお子さんが万引きをしてしまった場合には、強く叱ったりはせず、理由や原因をしっかりと聞いた上で、何が悪かったのかを理解させ、心からの反省を促すように努めましょう。

### 暴力と刃物

最近の子供たちは、すぐキレて暴力をふるうと言われていています。お子さんが普段感じていることや思っていることをまず受け止めてあげ、ストレスを和らげる場所をつくる必要があります。何かに熱中させたり、家族と一緒に何かをするなどの機会をつくることも大切です。

子供たちがナイフを持つ心理は、「弱い自分を守るため」「強くなったように錯覚させてくれる」…。これがナイフという武器の持つ魅力だそうです。お子さんには、刃物を持ち歩くことが法律で禁止されていること、刃物を見せることで物ごとの解決はできないこと、場合によっては、本気でなくても、はずみで人を傷つけてしまい、取りかえしのつかなくなることを理解させましょう。

### 薬物

近年、大麻の乱用で検挙される高校生や有職・無職少年が増えています。多くは、友人や先輩などから紹介され、興味本位で始めるケースが多いようです。インターネット上には、大麻には「依存性はない」「タバコより害は少ない」という誤った記述がみられ、こうした触れ込みで誘われる危険があります。しかし、大麻の乱用は情緒不安定、集中力の欠如、知覚の変化を生じさせ、ひいては大麻精神病、無動機症候群のほか、生殖器官への異常なども指摘されます。軽い気持ちで手を出さないよう、普段から家族の会話の中で、正しい知識と恐ろしさを教え、しっかり理解させましょう。

### 自転車

自転車に乗ったお子さんが事故の被害者になっても、自転車や歩行者等に対する事故の加害者になってもいけません。お子さんには「自転車安全利用五則」をよく理解させ、事故を起こさないよう安全な運転を心がけさせましょう。自転車を運転中に事故を起こすと過失運転致死傷罪等の責任を問われるほか、多額の損害賠償責任といった民事責任が生じる恐れがあります。任意保険に加入したり、毎年自転車安全整備店で点検整備を受けて、「TSMマーク」に付帯する保険に加入するなどの備えが必要です。



TSMマーク

# ① 安全なインターネットの使い方

## インターネットにもルールがある



### 「フィルタリング」や「ウイルス対策」が必要！

スマホ（スマートフォン）やパソコン、ゲーム機、音楽プレーヤー等利用できるインターネットは、便利である反面、危険も多くあります。

危険なサイトやアプリの利用を制限する「フィルタリング」や、個人情報を抜き取る等の危険な作用を及ぼしてしまうウイルスの感染を防ぐ「ウイルス対策」などを行い、安全に利用しましょう。詐欺サイト、アダルトサイト、自殺サイト等中学生が利用すべきでないサイトには、アクセスしない、アクセスできないようにしましょう。

- 「青少年インターネット環境整備法」（2009年4月施行）で、18歳未満の者が使用する携帯電話サービスには、保護者が不要と申し出ない限りフィルタリングを導入することが義務づけられています。



フィルタリング（イメージ）

### 保護者の方へ

#### 「フィルタリング」を必ず利用しましょう！

従来型の携帯電話は①、スマートフォンは①～③に対応するフィルタリングが必要です。

#### ①携帯電話回線による接続 ②無線LAN回線による接続 ③アプリによる接続

お子さんが安全にインターネットを利用するためには、スマートフォンの場合①②③の3つのフィルタリングが必要となります。

携帯電話大手3社が提供する「あんしんフィルター」などでは、簡単な設定で、①②③のフィルタリングが可能です。

使用時間や利用できるアプリの制限など、お子様の学齢に応じた制限レベルを設定しましょう。



## ネットのルールやマナーを身につけよう

ネットでの交流は大変楽しく便利なものですが、ルールやマナーが必要です。次のようなことに注意しよう。

- メールの返事が来ない場合でも、相手の事情を考えて返事の催促などはせず、思いやりを持つことが必要です。また、急ぎのメール以外は「すぐに返さないと失礼」「返さないと無視していると思われる」とは考えないようにしましょう。
- ネットで悪口を書かれたり仲間はずれにされたりすることは、やった人の予想以上に傷つくもの。人を傷つける使い方はやめましょう。
- 勝手に他人の写真を撮って送ったり、他人が書いたものを転送したりするのは、ルール違反。ネットで広がってしまうと、いたずらではすみません。
- 遊園地で暴れたり、アルバイトしているお店で食べ物を粗末にしたりして写真を撮って公開する行為が社会問題になるなど、若者のネット投稿が大きなトラブルとなり、お店が閉鎖されたり、投稿した人が学校で処分されたり犯罪となる場合もあります。もはや、いたずらではすみません。
- 他人になりすましてメールやサイトを使うことは、「不正アクセス禁止法違反」の犯罪になることも。パスワードは盗まない、教えない。
- いたずらのつもりで「〇〇駅で人を殺します」とサイトに書き込んで、「威力業務妨害」で逮捕された中学生の例があります。ネットでの書き込みは、いたずらではすみません。



- 他の人の作品を勝手に転載したり、違法に公開されたものとして知らずながらダウンロードしたりすることは著作権侵害です。刑罰の対象となる場合もあるので、注意しましょう。
- 18歳未満の人の下着姿や裸の写真・動画は「児童ポルノ」と言い、作ったり公開したりすることは犯罪です。こうした写真・動画は、絶対に撮らない、撮らせない、送らないようにしましょう。



## ② ネットいじめはしない

### ネットでの攻撃は「言葉の凶器」



ネット上であっても同級生などの悪口を書いたり、仲間はずれにすることは「いじめ」です。悪ふざけであっても相手が苦痛を感じるのであれば、それも「いじめ」になります。

匿名とくめいの書き込みであっても、人権侵害じんけんしんがいが疑われる場合は、被害者や警察からの求めに応じて発信者が特定されます。

ネットで誰かの悪口を書いたり、おかしな噂うわさを流したり、勝手に写真や動画を公開したりすることは、絶対に許されません。

ネットいじめの被害にあったら次のようなことに、気をつけましょう。

- ネットで悪口を書かれたり恥ずかしい写真や動画を載せられたりすることはとてもつらいものですし、コピーがどんどん広がってしまう恐れがあります。早めに保護者や先生に相談しましょう。
- ネットいじめの証拠となるメッセージや投稿を見たら、消されないうちに、スクリーンショットを撮るなどして、どこに何が載せられていたのかが、ほかの人が見ても分かるように、記録を残しておきましょう。記録を見てもらえれば保護者や先生にも様子が伝わり、警察等への相談もしやすくなります。
- 自分の権利が傷つけられていると考えられる場合には、掲示板などを運営している会社に投稿の削除を求めることができます。犯罪につながる恐れがある場合には、警察に相談することもできます。こうした手続きを進めるためには、保護者や先生と相談するとよいでしょう。
- 都道府県警察本部少年課等は、ヤングテレホンコーナーでネットいじめなどの相談に応じています。また、法務省が各地に置いている法務局や地方法務局では、ネット投稿の削除に協力してくれます。ほかにも、ネットいじめの相談に応じてくれる窓口があります。〈p.36～37の相談窓口をご覧ください。〉

## ③ 使い方をコントロールしよう

### ネットへの「依存」に注意

#### ネットが時間を奪っていく

ゲーム、動画、SNS等、スマホさえあればいつでもどこでもネットのサービスを楽しむことができます。でも、だらだらとネットを使っていたら、運動、勉強、スポーツ、睡眠などの時間が減ってしまい、生活が乱れてしまいます。ネットから離れられない状態は「ネット依存」の可能性があります。学校に行けないなどの問題があるようなら早めに保護者、学校や病院に相談するとよいでしょう。

ネットとつきあう時間を自分でコントロールできるようになることが大切です。



#### お金にも気をつけよう

ネットでは、「基本は無料、もっと使いたいなら有料」というサービスがあります。ネットのゲームを最初は無料で始めて、もっと楽しみたいと有料の武器やアクセサリを購入するようになったところ、あとから高額の利用料金を請求されたケースもあります。有料のサービスを使うときには、保護者とよく相談して、使いすぎないようにしましょう。

#### 保護者の方へ

##### 家庭のルール

犯罪やトラブルからお子さんを守るために、フィルタリングの利用とともに、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、お子さんにインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

## ④ ネットで出会った後は、どうなるか

ネットでの出会いは、犯罪被害につながることも



ネットでSNS等を使うと、多くの人と知り合うことができます。しかし、こうしたサービスの裏で、中学生などと出会って犯罪をしようと企んでいる人もいます。実際に、こうしたサービスでの出会いからわいせつな行為をする事件やわいせつな写真を撮ったり送らせたりする事件が増加を続けています。

いわゆる「出会い系サイト」でなくてもこうした事件は多く起きており、最近では大手SNSやスマホ向けチャットアプリで起きる事件が増えています。こうしたサービスの利用には十分注意し、保護者に知らせずに会いに行ったりすることのないようにしましょう。相手の要求に応じて自分の写真を送ったりしないようにしましょう。

### 殺人や監禁につながるケースも

ネットでの出会いがきっかけとなった事件には、殺人や監禁などの事件もあります。また、女子だけでなく男子が被害に遭うこともあります。自分は大丈夫などと考えず、十分に注意するようにしましょう。



## 保護者の方へ

### ネットの利用は、まず家庭の責任で

子供がスマートフォン、パソコン、ゲーム機等でインターネットを利用する際、保護者は子供が安全に利用できるようにする責任を負っています。子供のネット利用で、ネット上のいじめ、詐欺や性犯罪などの被害、ゲーム等の高額課金、長時間の依存的な利用等の問題が起きています。こうした問題を回避するには、フィルタリング等の安全対策をとることと、子供の判断能力を育てることの両方が必要です。

青少年インターネット環境整備法によって、18歳未満の子供がスマートフォン等の携帯電話サービスを利用する場合、保護者が不要と申し出なければ販売店等はフィルタリングを有効にした状態でサービスを提供しなければならないことになっています。フィルタリングをつけると不便になると考えられるかもしれませんが、一部のサービスを利用可にすること等も可能です。販売店等で相談し、適切な安全対策をとるようにしてください。

子供たちの判断能力を育てるためには、子供と話し合ってルールを決め、ルールを学ばせながら少しずつ自分で判断できる範囲を広げていくようにしましょう。たとえば、ネットで嫌なことがあったらすぐに保護者に報告する、ネットで知り合った人と勝手に会わない、ネットで有料サービスを利用したら自分の小遣いで支払うといったルールを決めておくといでしょう。



### 子供の生活全般の見直しを

2018年、WHO（世界保健機関）は、「ゲーム障害」を病気として認定しました。ゲーム障害の症状は、ゲームをする時間や場所などに対するコントロールができない、日常生活よりゲームを優先する、悪影響があるにもかかわらずゲームをやめられないといったものであり、こうした生活に重大な影響を与える状態が基本的に12ヶ月継続すると「ゲーム障害」と診断されるとのことです。

ゲームを含め、ネットを長時間使っている子供は生活全般が乱れがちで、心身の健康を損ねる恐れがあります。どうすれば利用時間をコントロールできるかを繰り返し家庭で話し合い、健康的で規則正しい生活が送れるようにすることが大切です。

# ① 飲酒・喫煙<sup>きつ えん</sup> / 成長を妨げる<sup>さまた</sup>

## 20歳未満の者の飲酒(喫煙)の禁止に関する法律 違反で補導される



### 飲酒

20歳未満の人が酒（ビール、日本酒、焼酎<sup>しょうちゅう</sup>、ワイン、ウィスキーなどのアルコール飲料）を飲むことは、法律で禁止されています。「もう体が大きくなったからいいだろう」という理由で誰かに酒をすすめられても、絶対に飲んではいけません。最近は見ただ目にはジュースのようなデザインの缶やビンでカクテルやチューハイなどが売られており、知らずに飲んでしまう危険もあります。

中学生の飲酒は成長期の身体に大きく悪影響を及ぼす恐れがあります。アルコールに慣れていない中学生では、ちょっとした飲酒が恐ろしい急性アルコール中毒を起こし、死に至ることもあります。

また、酒を飲むと、怒りっぽくなったり、自分の行動がわからなくなったりと、理性や自制心を失う悪い酔い方をする人がいます。飲酒の場でケンカが多いのはそのせいです。酒にはそのような面があることを心得て、20歳になるまでは酒を飲んではいけません。

## 喫煙

飲酒と同様に、タバコを吸うことも20歳未満では法律で禁止されています。

中学生がタバコを吸うことは健康面で良いことは何もありません。しかも、喫煙には常習化して習慣となる傾向があり、



もし、中学生のうちから喫煙が習慣になってしまったら、皆さんの身体には、計り知れない悪影響を与えることになるでしょう。

また、喫煙の悪影響には、健康面の影響だけでなく、タバコによって不良グループとのつながりができ、やがては非行に走ってしまうということも、めずらしくありません。好奇心で吸ってみたり、かっこいいから吸ってみたりなどは決してしないでください。

## 飲酒・喫煙はアルコール乱用、薬物乱用の入口

中学生の時からアルコールを飲んだりすると、20歳を過ぎてから、酒におぼれるなどアルコール中毒の問題につながるといわれています。さらに、早くからアルコールを飲んでいると、不良グループとのつながりの中で薬物をすすめられたり、好奇心から感覚的な刺激を求めたりして、違法な薬物を使ってしまう可能性が高くなるといわれます。こうしたことから、20歳になるまで飲酒や喫煙はしてはいけません。

### 知っておきたいタバコの害

<b>脳</b>	前頭葉の発達を阻害	<b>心臓</b>	動悸・血圧上昇
<b>目</b>	視力低下・白内障	<b>胃</b>	胃痛・食欲減退
<b>口</b>	口臭・口腔がん・喉頭がん	<b>気管支</b>	咳・たん・声がれ・息切れ
<b>歯</b>	黄ばみ・歯周炎	<b>手足</b>	しびれ・冷え
<b>舌</b>	味覚、嗅覚の異常	<b>つめ</b>	黄ばみ・変形
<b>肌</b>	血行不足による肌荒れ・黒ずみ・シミ	<b>全身症状</b>	不眠・体重減少・健康水準の低下

## ② 家出／犯罪に巻き込まれることも

周りを心配させ、自分には危険な行動



何かつらいことや嫌なことがあったとき、家にいたくない、一人になりたいと思い、家出をする人がいます。

でも、家出は、自分をもっとつらい状況に追い込んでしまうことがあります。

家出をして一番危険なことは、家出をした人を誘拐ゆうかいしようとしたり、いたずらしようとする悪い人間に出会うことです。

また、家族、友達、先生などが心配します。

家出をしたい悩みや不安があるときは、学校の先生、警察などに相談しましょう。安心して相談できるヤングテレホンなどの電話相談も利用してみましょう。(p.36～37の相談窓口をご覧ください。)



### ③ 自殺／かけがえのない生命

一人で悩まず、家族や友達に相談を



つらいこと、悲しいことが続くと、そのストレスは心や身体に影響を与えます。自分の逃げ場がないと思い込んで死んでしまいたいと、自殺を考えてしまうこともあるかもしれません。

あなたが死んでしまうと、あなたの周りには、両親や兄弟、友達など悲しむ人がたくさんいるということを考えてください。あなたの命は、あなた一人のものではありません。多くの人とつながっているのです。つらいこと、困ったことや悩みごとがあったら、一人で悩んだり、自分をダメと責めることはせず、信頼できる家族や友達、先生に相談するようにしてください。また安心して相談できるヤングテレホンなどの電話相談も利用してみましょう。きっと、あなたの気持ちを聞いてくれる人、あなたのそばにいて助けてくれる人がいるはずです。

〈p.36～37の相談窓口をご覧ください。〉



インターネットのサイトには「自殺サイト」というものがあり、自殺の方法を紹介したり、自殺願望のある人たちが集まって、集団自殺するという事件も起こっています。

自殺サイトの中には、人を簡単に自殺へ導いてしまうものもあります。決して、こんなサイトへアクセスしてはいけません。



### 保護者の方へ

お子さんに、普段と違う様子がないか十分注意して、変化に気をつけることが大切です。いじめ、学業不振、進路の悩み、心の病い、家族との葛藤など、子供たちも緊張や不安を抱え悩んでいます。あなたは一人ぼっちではないよと寄り添う姿勢を見せ、家庭を安心できる場所にすることが肝要です。



## ④「性」の被害にあわないために いつも用心して自分を大切に



被害にあわないために、次のことに気をつけましょう。

### ●外出時の注意点

夜道での「歩きスマホ」「ヘッドホン」は不審者の接近に気づきにくく危険です。

夜間の外出の際には、

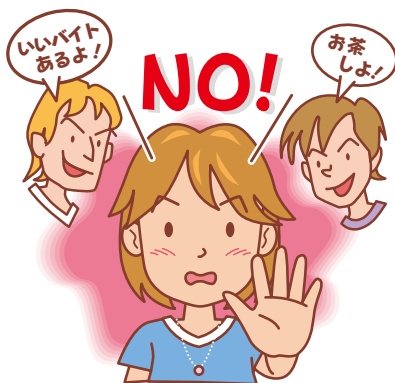
- ・ときどき振り返る
- ・できるだけ明るい道、人通りの多い道を歩く

など用心しましょう。

### ●ハッキリと断る

人に声をかけられたり、誘われたりしたときは、あいまいな態度をとらないで、ハッキリと断りましょう。

通行中にかけられる甘い言葉での「誘い」（モデルになれる、初心者でもOKの高時給のバイトがあるなど）にだまされてはいけません。また、決してついて行ってはいけません。



●知らない人の車には乗らない

どんなに優しくそうでも、親切そうでも、知らない人の車には絶対に乗ってはいけません。車は、動く密室になります。

●<sup>よる おそ</sup>夜遅くまで出歩かない

●知らない人には不用意に会わない

インターネットの掲示板などで何度もやりとりをしていると、いかにも以前からよく知っている人のように思ってしまうのですが、実際にはどんな人かまったく分かりません。知らない人に不用意に会うのはいけません。



# 「いじめ」は 「しない! させない! 許さない!」

「いじめ」は、人の心を深く傷つけます。

「いじめ」かどうかは、表面的、形式的ではなく、いじめられた生徒の立場に立って決める必要がありますが、具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。



- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋)

「いじめ」を受けている子は、たいへん、悲しい思いをしています。また苦しさを我慢しています。

「いじめ」は決して許されるものではありません。相手の気持ちになって考えてみましょう。

もし、あなたが「いじめ」をしているところを見つけたら、勇気を持って止められますか。だまって見ていることも「いじめ」に加わっていることと同じなのです。

あなたの助けを待っている友達に一言声をかける、或いはまわりの大人に伝えることが、友達を助けることになるのです。

あなたが「いじめ」を受けていたら、一人で我慢したり、悩んでいることはありません。いじめを受けている人が悪いわけではないのです。勇気を持って、家族や先生、信頼できる大人に相談しましょう。相談できないときには、ヤングテレホンコーナーに電話してみましょう。(p.36~37の相談窓口をご覧ください。)

必ず誰かがあなたの悩みや思いを受け止めて手を差し伸べてくれます。

## 保護者の方へ

平成25年6月に、いじめ防止対策推進法が成立し、同年9月に施行されました。

この法律では、児童生徒が他の児童等などが行う心理的或いは物理的な影響のある行為によって、心身の苦痛を感じた場合、その行為はいじめであるとし、児童等にいじめを禁じています。

いじめで悩み苦しむ子供をなくすためには、いじめが起きないようにする（未然防止）、起きてしまったいじめを早く見つける（早期発見）、そして解決に導く（早期解決）ことが大切です。

家庭でも、子供たちがいじめを受けたり、いじめをしったりしていれば、毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度などが現れます。

子供の様子に注意を払い、次のようなサインを参考にして、いじめかもしれないと思ったら、すぐに学校などに相談しましょう。

### 「いじめ」を受けていないか？のサイン

#### 朝（登校前）

- ・朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ・朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ・遅刻や早退がふえた。
- ・食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

#### 夕（下校後）

- ・ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ・勉強しなくなる。集中力がない。
- ・家からお金を持ち出したり、必要以上のお金を欲しがる。
- ・遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ・親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。

#### 夜（就寝前）

- ・表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ・ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ・学校や友達の話題がへった。
- ・自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
- ・パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ・理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

#### 夜間（就寝後）

- ・寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ・学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ・教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ・服がよごれていたり、やぶれていたりする。

### 「いじめ」をしていないか？のサイン

いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- ・言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ・買ったおぼえのない物を持っている。
- ・与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えない物を持っている。

（政府広報/文部科学省「気づいていますか、いじめのサイン。」から抜粋）



# ① カラオケボックスは おん しょう 非行の温床になることも 不良グループのたまり場にも



皆さんの町や地域にも、カラオケボックスがあると思います。ジュースを飲みながら、歌やおしゃべりを楽しむ場所として、大人ばかりでなく少年にも人気の高い場所です。

しかし、カラオケボックスは入店すると誰も入ってこない密室となりやすいので、中には、酒を飲んだり、タバコを吸ったりして補導される人が後を絶たないなど、不良グループのたまり場や非行の温床となっている店もあります。

カラオケボックスに行くときは、できるだけ家族と一緒に行くように心がけてください。



## ② 歓楽街には危険な 落とし穴が待っている

中学生にふさわしくない大人の街



「歓楽街」というのは、都市の中で飲食店やレジャー施設（パチンコ店、映画館など）が多く集まっている一画のことです。

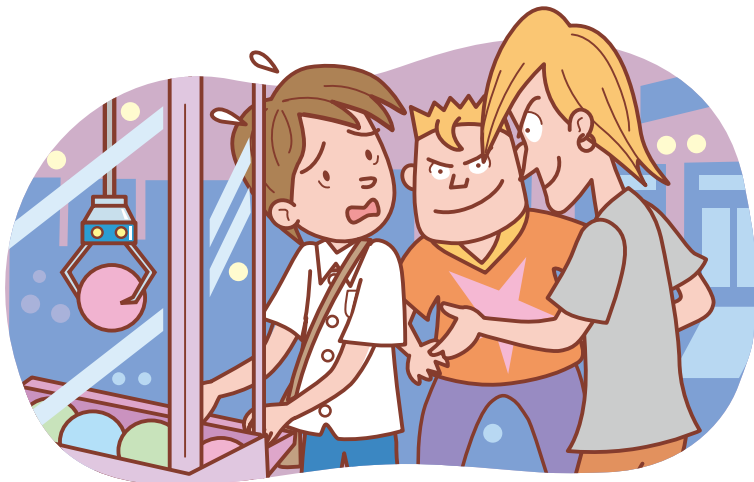
飲食店には、バー、スナック、クラブなどのお酒を飲ませる店が多く、それらの店は、夜間営業が中心で、“夜の街”“ネオン街”などとも呼ばれています。デパート、ショッピングセンターなどがある昼間に活気のある「繁華街」とは雰囲気（ぶんき）が違います。

歓楽街には、いろいろな遊び場があります。このため、面白そうだからといって学校帰りに寄り道をして、ゲームセンターに立ち寄ったり、街の中をうろついたりする人もいますが、歓楽街では、酒を飲んでケンカやもめごとが発生しやすいなど危険もあることに注意しましょう。

歓楽街に行くときは、家族や信頼できる年長の人と一緒に行くようにしましょう。

### ③ 学校をサボったり していると？

サボりぐせが非行の落とし穴



学校をサボって、歓楽街をブラブラしたり、不良グループのたまり場に入り浸<sup>ひた</sup>っている人がいます。しかし、勉強<sup>きょう</sup>が嫌い、学校が面白くないからといって、学校に行かず遊び回っていると、学校の友達が自分のまわりから離れていってしまったり、やがてサボりぐせがついて、ますます学校が嫌いになってしまいます。また、こうしている間に非行の落とし穴にはまったり、思わぬ被害にあう危険もたくさんあります。



## ④ いかがわしい雑誌やサイトは見ない

禁止されている雑誌、サイトなどは見ない



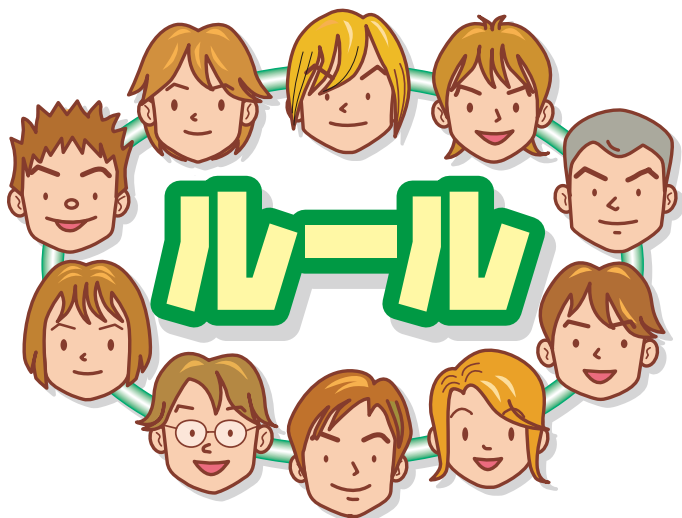
女性の裸のいかがわしい写真や映像が見られる雑誌、サイト、ゲーム、ビデオなどを隠れて見ている中学生がいます。

また、残酷な暴力シーンが出てくるゲームやサイトを見ている中学生もいます。しかし、そのような雑誌やサイトばかりを見ると、その刺激になじんでしまい、中学生の心には良くない影響を与える可能性があります。



# あなたも社会の一員です

## 家庭と社会のルールを守ろう



中学生のあなたは社会の立派な一員です。大勢の人が生活をしている社会には、みんなが安心して生活ができるよう、「社会のルール」があり、みんながそれを守っています。

人の物をとったり、暴力で人を傷つけたり、無免許でバイクを乗り回したりすることはルール違反です。社会のルール(法律)に違反することは犯罪であり、違反をした人はルールによって、バツ(処罰)を受けます。

また、あなたがルール違反の人から被害を受けたら、法律や社会の人々があなたを守ります。社会のルールをしっかり守る習慣を身につけましょう。

- 「早寝早起き朝ごはん」(基本的生活習慣)を実行しよう。
- 自分の将来に対する目標を持とう。
- きちんと「あいさつ」をしよう。
- 家や学校、地域でお手伝いをしよう。
- 「決まり」や「ケジメ」はきちんと守ろう。
- 悪いことに誘われたら、はっきりと「ノー」と言えるようにしよう。



# 保護者の方へ

人間の成長の過程では、それぞれの段階で課題があり、その段階で学んで身につけなければ、その段階で適切な育て方をされなければ、責任ある社会人になれません。

中学生の時期は、生涯でとても大事な成長の時期です。しかし、外形の成長ぶりにふさわしく心が成熟し、判断力が整うまでに至っていないわけではないので、保護者が子供を理解し、揺るぎない態度で、適度の距離をもってしっかりと見守り、社会のルールや仕組みを教えることが大切です。

過保護や放任はもちろん、子供の気持ちを考えず、保護者の側の都合や願望ばかりを優先させることは適切ではありません。子供としっかり向き合い、関わり合っていくことが必要です。

受け入れられ、認められ、見守られているという安心感が子供の行動を落ち着いたものになります。

子供たちの健やかな成長は、家庭から始まるのです。

- 子供との対話を欠かさない。子供の言い分を真剣に聞く。中学生ではまだ表現力が未熟で、自分の言葉で心のうちを端的に表現できないので頭ごなしには叱らない。
- 保護者として言うべきことは言う。ただし、逃げ場のない状態で、正論で追い詰めると、子供は心を閉ざしたり、表面だけを取り繕うことにもなる。
- 子供自身に善悪のけじめをつけさせ、責任を持たせる。子供には自分で判断したという自負心があるから、大人の側から、一方的な価値観や判断を押しつけることは避け、社会常識等に照らしてバランスのとれたものになるよう導く。
- 家庭は最も身近な社会。家庭での“きまり”を守らせる。子供にも、家庭内で役割を持たせ、責任を果たしたときには、しっかり褒めて自信を持たせる。
- “しつけ”を怠らない。日常生活に即した小さな“言い付け”や“諭し”の反復、積み重ねが大切。
- 子供には、“こころの居場所”となる心の休まる場所や関係が必要。これが見つからないと、不適応を起こしたり、非行に走ったりする。
- 子供の問題行動は、周囲の人にもっと認めてほしい、かまってほしいという、切実な願望や欲求であり、主張でもある。
- 子供の友達を悪く言わない。子供には、友達との関係は、親や兄弟姉妹にもまして重要である。同世代の者に受け入れられ、認められていると実感することは、生存を左右するほど重要である。

**このハンドブックに書かれていることについて、  
ぜひお子さんと話し合ってください。**

## 少年の健全育成資料作成企画編集委員会

- 座長 牧野カツコ（お茶の水女子大学名誉教授）
- 委員 野口 京子（文化学園大学名誉教授）  
藤川 大祐（千葉大学教育学部教授・千葉大学教育学部附属中学校長）  
村上 尚久（警察庁生活安全局少年課長）  
宮寺 貴之（科学警察研究所犯罪行動科学部少年研究室長）  
植村 洋司（中央区立久松小学校校長）  
笛木 啓介（大田区立大森第三中学校校長）  
平野 裕子（警視庁委嘱少年補導員兼少年指導委員）  
山田 晋作（公益社団法人全国少年警察ボランティア協会理事長）

# 少年を暴力団から守りましょう

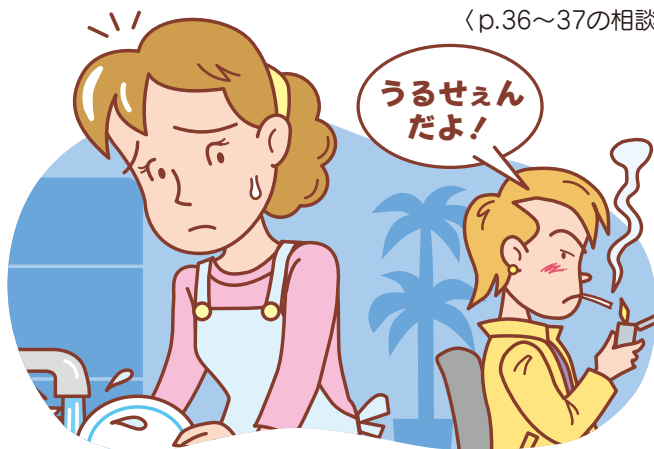
暴力団は、少女売春や違法薬物の密売など、少年少女を資金獲得のためのターゲットとしています。また、少年を組織の一員として勧誘しています。

## ●お子さんに暴力団の手が伸びていませんか？ こんな兆候に注意してください。

1. 服装や髪型が派手になった。
2. 行き先を言わずに外出したり、帰宅時間が不規則で、夜遊びや外泊が多くなった。
3. 隠語を使ったり、言葉遣いが悪くなった。
4. ウソをついたり、落ち着きがなく、家族との対話を避けるようになった。
5. 携帯電話などで、頻繁に呼び出され、その都度出かけるようになった。
6. 友達のタイプが変わり、柄が悪くなった。
7. 些細なことですぐ腹を立て、親に反抗するようになった。

### 連絡先

全国の少年サポートセンター  
警察本部の少年課  
警察署の少年係  
(p.36~37の相談窓口をご覧ください。)



# 少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取り組み

## ①少年相談

少年の保護者等からの家庭・学校・交友等に関する問題や犯罪被害等の悩みや困りごとについて、警察本部の少年サポートセンターや警察署の少年係等において、専門的な知識を有する警察職員が必要な指導・助言を行っています。また、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話やメールによる相談窓口も開設しています。

## ②街頭補導

少年の非行を防止するには、飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為や問題行動を発見した段階で、適切な指導・助言を行うことが重要であることから、警察職員や少年警察ボランティア等を中心として、繁華街や公園等の少年のたまり場所となりやすい場所を重点に、街頭補導を行っています。

## ③継続補導

少年の非行を防止するため、必要と認められる場合には、保護者等と協力し、少年に対して継続的な助言・指導・カウンセリング等の継続補導を行っています。

## ④少年に手を差し伸べる立ち直り支援

問題を抱え再び非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、指導・助言や少年の状況に応じた体験活動等への参加、修学・就労等の支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しています。

問題を抱えた少年について、個々の状況に応じた立ち直りを的確に支援するため、学校、警察、児童相談所等の関係機関の担当者が少年サポートチームを結成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導、助言等を行っています。

## ⑤少年の社会参加活動、体験活動等の機会の確保

少年の健全育成のため、関係機関・団体、地域社会と協力し、各種スポーツ活動や清掃活動等の社会奉仕活動、農作業体験や料理体験等の体験活動等の機会を通じて、少年の心の拠り所となる「居場所づくり」を推進しています。

## ⑥非行防止教室等の開催

少年の規範意識の向上を図ったり、少年がSNSに起因した犯罪被害に遭わないようにしたりするため、学校等の関係機関と連携し、警察職員等を学校へ派遣し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催しています。

## ⑦被害少年への支援

性犯罪やいじめ等の被害を受けた少年に対し、心理学等の専門的な知識を有する少年補導職員等が、精神的ダメージの回復やその軽減に向け、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援活動を行っています。

## ⑧広報啓発活動、情報発信

各種イベント等の機会を通じて、少年の非行防止と健全育成に向けた広報啓発活動を積極的に行うほか、少年の非行や犯罪被害の実態等について情報発信を行っています。

(平成30年 警察庁「少年からのシグナル」から抜粋)

## 問合せ・相談窓口

いじめ、体罰、児童虐待、子供の人権をめぐる問題、子供の非行や犯罪被害などについての問合せや相談の窓口となっているところです。

### ●ヤングテレホンコーナー

このハンドブックの37ページに掲載。

### ●児童相談所・全国共通ダイヤル

☎189 (いちばやく)

近隣の児童相談所へつながら、専門家が対応。

### ●24時間子供SOSダイヤル

☎0120-0-78310 (なやみ言おう)

都道府県・指定都市の教育委員会が夜間・休日を含め24時間対応可能な相談体制。

### ●子ども人権110番

☎0120-007-110

法務省又は最寄りの地方法務局へかかり、省や局の職員又は人権擁護委員が対応。

### ●いのちの電話

全国殆どの都道府県にあり。

## ◇「少年警察ボランティア」とは

少年の非行防止や健全育成にかかわる活動に携わるボランティアとして、警察本部長等から委嘱された民間スタッフで、少年補導員、少年警察協助力、少年指導委員などの名称で呼ばれていますが、総称して、「少年警察ボランティア」と呼んでいます。

「地域の少年は地域で守り育てる」という基本的な考え方のもとに、警察の少年補導職員などと協力して、少年の非行防止や健全育成に向けた活動を行っています。

- 少年警察ボランティア活動に興味を持たれた方は、お近くの警察署までご連絡ください。



少年サポートくん

# 困ったこと、悩んでいることがあったら 早めに相談して解決しよう



あなたに悩みや困りごとがあって、親や先生に打ち明けられないときには、  
警察の少年相談やヤングテレホンコーナーを利用してみましょう。  
ベテランの相談員が、あなたの悩みや困っていることを解決するために、  
一緒に考えてくれます。もちろん、あなたの秘密は守られます。

## ● 全国の主な ヤングテレホンコーナー

都道府県	名称(設置場所)	電話番号・メールアドレス等	都道府県	名称(設置場所)	電話番号・メールアドレス等
北海道	少年相談110番	0120-677-110	三重	少年相談110番	0120-41-7867
〃	ヤングメール	道警ホームページ内から	滋賀	大津少年サポートセンター	077-521-5735
青森	青森少年サポートセンター	0120-58-7867	〃	米原少年サポートセンター	0749-52-0114
〃	青森少年サポートメール	県警ホームページ内にメールアドレス	京都	ヤングテレホン	075-551-7500
岩手	ヤングテレホンコーナー	0800-000-7867	大阪	グリーンライン	06-6944-7867
〃	メール相談	県警ホームページ内から	兵庫	ヤングテレック	0120-786-109
宮城	少年相談電話	022-222-4970	奈良	ヤング・いじめ110番(少年サポートセンター)	0742-22-0110
〃	いじめ110番	022-221-7867	和歌山	ヤングテレホン・いじめ110番	073-425-7867
秋田	やまびこ電話	018-824-1212	〃	メール相談	県警ホームページ内にメールアドレス
山形	ヤングテレホンコーナー	023-642-1777	鳥取	東部少年サポートセンター	0857-22-1574
〃	少年相談メール	県警ホームページ内から	〃	西部少年サポートセンター	0859-31-1574
福島	ヤングテレホン	024-525-8060	〃	ヤングメール	県警ホームページ内から
〃	いじめ110番	0120-795-110	島根	ヤングテレホン(伊はついじめ110番)	0120-786-719
東京	ヤングテレホンコーナー	03-3580-4970	〃	みこびーヤングメール	県警ホームページ内から
茨城	少年サポートセンター	029-231-0900	岡山	ヤングテレホン・いじめ110番	086-231-3741
〃	少年相談コーナー	県警ホームページ内にメールアドレス	〃	ヤングメール	県警ホームページ内にメールアドレス
栃木	ヤングテレホン	0120-87-4152	広島	ヤングテレホン広島	082-228-3993
群馬	少年サポートセンター	027-289-6610	〃	ヤングメール	県警ホームページ内から
〃	メール相談	県警ホームページ内から	山口	ヤングテレホン・やまぐち	0120-49-5150
埼玉	ヤングテレホンコーナー	048-861-1152	徳島	ヤングテレホン	088-625-8900
〃	ヤングメール	県警ホームページ内から	〃	いじめホットライン	088-623-7324
千葉	ヤングテレホン	0120-783-497	香川	少年相談専用電話(少年サポートセンター)	087-837-4970
神奈川	ユーステレホンコーナー	0120-45-7867	〃	少年相談専用電話(中継少年サポートセンター)	0877-33-3015
〃	〃	045-641-0045	愛媛	少年相談(警察本部代表)	089-934-0110
新潟	新潟少年サポートセンター	025-285-4970	高知	ヤングテレホン	088-822-0809
〃	長岡少年サポートセンター	0258-36-4970	福岡	中央少年サポートセンター	092-588-7830
山梨	ヤングテレホンコーナー	0120-31-7867	〃	少年相談案内	県警ホームページ内から
〃	少年相談受付	県警ホームページ内から	佐賀	ヤングテレホン	0120-29-7867
長野	ヤングテレホン	026-232-4970	長崎	ヤングテレホン	0120-786-714
〃	メール相談	県警ホームページ内から	〃	メール相談	県警ホームページ内から
静岡	少年相談専用電話	0120-783-410	熊本	肥後っ子テレホン	0120-02-4976
〃	メール相談	県警ホームページ内から	〃	〃	096-384-4976
富山	ヤングテレホンコーナー	0120-873-415	〃	メール相談	県警ホームページ内にメールアドレス
〃	少年相談メール	県警ホームページ内にメールアドレス	大分	ヤングテレホン	097-532-3741
石川	ヤングテレホン	0120-497-556	〃	メール相談	県警ホームページ内から
〃	いじめ110番	0120-617-867	宮崎	ヤングテレホン	0985-23-7867
福井	ヤングテレホン	0120-783-214	鹿児島	ヤングテレホン	099-252-7867
岐阜	ヤングテレホンコーナー	0120-783-800	〃	ヤングメール	県警ホームページ内にメールアドレス
〃	少年相談受付	県警ホームページ内から	沖縄	ヤングテレホン	0120-276-556
愛知	ヤングテレホン	052-764-1611	〃	〃	098-862-0111
〃	ヤングテレホンEメール相談	県警ホームページ内から	〃	メール相談 SOS	県警ホームページ内にメールアドレス





たから  
**宝くじは、**  
みんなの暮らしに  
役立っています。



りんじせつ  
リスザル展示施設



たから  
宝くじ桜



ちびん  
宝くじドリームジャンボ絵本



いちりんしゃ  
一輪車



しゅかりしよつ  
集会用テント



きゅうけい  
救急普及啓発広報車

たから としょかん どうぶつえん  
**宝くじは、図書館や動物園、**  
がっこう こうえん せいび  
**学校や公園の整備をはじめ、**  
さいがい つよ まち  
**災害に強い街づくりまで、**  
く やくだ  
**みんなの暮らしに役立っています。**



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人  
**日本宝くじ協会**  
https://jla-takarakuji.or.jp/

